

観音地区下水道実施設計業務 8-2
公募型プロポーザル手続開始の公示

令和 8 年 7 月 1 0 日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

観音地区下水道実施設計業務 8-2

(2) 業務内容

観音地区下水道実施設計業務 8-2 特記仕様書（共通編、基本設計・詳細設計業務編）等
のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は 9 5, 5 9 1, 1 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

(5) 業務担当課

広島市下水道局施設部管路課（本庁舎 1 3 階）

〒 7 3 0 - 8 5 8 6 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

TEL 0 8 2 - 5 0 4 - 2 4 2 1

FAX 0 8 2 - 5 0 4 - 2 6 1 7

電子メール g-kanro@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「観音地区下水道実施設計業務 8-2 公募型プロポーザル説明書」（以下、「プロポーザル説明書」という。）による。

3 応募資格

本プロポーザルに応募する者（以下、「応募者」という。）の必要な条件は、次のとおりとする。

なお、本業務実施のための設計共同体としての応募も認めるが、応募する設計共同体の構成員となる者の単体企業としての応募は認めない。

(1) 単体企業の応募資格

ア 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号及び広島市契約規則第 2 条各号に該当していないこと。

イ 公示日から受託候補者の特定までの間において、営業停止処分（本プロポーザルに応募することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

ウ 次のいずれにも該当していないこと。

- ① 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
- ② 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者。

エ このプロポーザルに応募しようとする他の有資格業者のうちに、次に掲げる事項に該当する者がいないこと。

- ① 親会社等と子会社等
- ② 親会社等が同一である子会社等
- ③ 代表権を有する者が同一である会社等
- ④ 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
- ⑤ 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等
- ⑥ 上記①から⑤までが複合した関係にある会社等
- ⑦ 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にありプロポーザルの適正な実施が阻害されると認められる会社等
- ⑧ 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっておりプロポーザルの適正な実施が阻害されると認められる会社等
- ⑨ 組合とその構成員
- ⑩ 設計共同体とその構成員
- ⑪ その他プロポーザルの適正な実施が阻害されると認められる会社等

オ 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第28条第1号及び第2号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。

- ① 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- ② 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者
- ③ 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者
- ④ 1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者
- ⑤ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者

カ 業務を受注したならば、業務を履行するための下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。）の全てにおいて、広島市建

設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第44条第1項各号に掲げる者がその相手方として選定されないことがないよう、必要な措置を講ずることができること。

キ 業務を受注したならば、業務を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができること。

ク 令和7・8年度の広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が土木関係建設コンサルタント業務の登録種目「下水道」に登録されているものであること。

ケ 会社の業務実績として、平成23年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した、下水道に係る国、地方公共団体等発注のシールド工法による管きょ実施設計業務の実績を有していること（設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。）。

コ 管理技術者及び照査技術者は、ケに掲げる業務と同じ経験を有する者（ただし施工規模、実施年月日、実施当時の立場（役割、所属会社等）は問わない。）で、以下の①又は②のいずれかの者を配置できること。

① 技術士の上下水道部門（選択科目を下水道とする者に限る。）の資格を有する者。

② R C C M（選択科目を下水道とする者に限る。）の資格を有し、下水道法22条に規定された資格を有する者。

サ 担当技術者は、下水道法第22条に規定された資格を有する者を配置できること。

(2) 設計共同体の応募資格

ア 構成員のすべてが(1)アからキを全て満たすこと。

イ 構成員のうち1人以上が、(1)クからサを全て満たすこと。

4 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、本市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) の総合トップページ内の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」の「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度 プロポーザル・コンペ案件」からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和8年8月24日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

前記1(5)に同じ。

5 公募型プロポーザル応募資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和8年7月27日（月）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30

分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと）。

(4) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。併せて、応募資格を有する者には、「観音地区下水道実施設計業務7-2」に関する資料を送付する。

6 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

プロポーザル説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和8年7月17日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所

前記1(5)に同じ。

ウ 受付方法

質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXのいずれかの方法で提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記6(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記1(5)の業務担当課において、令和8年7月23日（木）から令和8年8月24日（月）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、広島市のホームページにも掲載する。

7 提案書の提出期限、提出場所等

(1) 提出期限

令和8年8月24日（月）正午

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

8 審査

(1) 観音地区下水道実施設計業務8-2公募型プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 受託候補者特定基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。(令和8年9月初旬を予定)

9 その他

(1) 提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 次に掲げる応募は、無効とする。

ア 本件公示に示した応募する者に必要な資格のない者が応募した応募

イ 提案書等に虚偽の記載をした者若しくはその他不正の行為をした者がした応募

(3) その他、詳細はプロポーザル説明書による。